

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う郵送による建築関係申請等について

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の公示がなされました。つきましては、高砂市において所管する建築関係申請等について、下記のとおり郵送による申請等を行うことができます。

記

1. 実施する期間 緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき期間

※緊急事態宣言解除後についても、感染予防の観点から当面の間継続して実施します。実施の終了については別途ホームページにてお知らせしますのでご注意ください。(令和2年5月21日追記)

2. 対象となる申請等 高砂市都市創造部都市住宅室建築住宅課で所管する申請等

※主な申請等は下記のものになります

- ①建築基準法に係る申請等
- ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る申請等
- ③建設リサイクル法に基づく届出書又は通知書
- ④建築物省エネ法に基づく届出等
- ⑤その他(緑化届出、CASBEE、低炭素等)

3. 郵送による申請等の手順

- ① 申請者は、申請書等を、副本返送用の封筒(送料はすべて申請者負担)を同封の上、下記に必要部数郵送してください。なお、手数料が発生する場合は、納付書(B5 サイズ1枚)を郵送するための封筒も同封してください。

送付先: 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1-1-1

高砂市 都市創造部 都市住宅室 建築住宅課 宛

- ② 上記を市で受取後、内容を確認し、電話又は電子メールにより、訂正指示及び手数料納付についてご連絡します。
- ③ 申請者は訂正等があれば、指示に従い訂正書類等を郵送してください。
手数料がある場合は、お手元に郵送される納付書により、最寄りの指定銀行で納付し、領収書の写しを FAX 又はメールで送ってください。
- ④ 納付確認後、速やかに申請者に受付のご連絡をいたします。
※納付確認日が申請書等の受付日となります。
- ⑤ 申請書等決裁後、返送用封筒により副本等を郵送いたします。
- ⑥ 郵送された副本等を受領後、申請者は受領の連絡をお願いします。
※受領確認日が交付日となります。

ご注意

- ・申請書等は信書になるため、定形外郵便、レターパックライト等で郵送してください(返送用も含む。)
- ・申請書の不着等の郵便事故について市は一切責任を持ちませんので、予めご注意ください。
- ・手数料納付の方法は現金書留等でも承っておりますので、お問合せください。

お問い合わせ先 高砂市 都市創造部 都市住宅室 建築住宅課

電話 079-443-9035(直通) FAX079-442-2229(代表) tact3825@city.takasago.lg.jp

※令和3年4月より、組織名称が「高砂市まちづくり部まちづくり推進室建築指導課」から上記に変更しました。